

令和3年6月定例会 経済委員会（事前）

令和3年6月16日（水）

〔委員会の概要 労働委員会関係〕

北島委員長

ただいまから経済委員会を開会いたします。（10時35分）

直ちに議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、労働委員会関係の調査を行います。

労働委員会関係の6月定例会提出予定議案はありませんが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにします。

【報告事項】（資料1）

- 第48期労働委員会委員名簿について
- 調整事件について
- 個別的労使紛争解決サービスの運用状況について

大塚労働委員会事務局長

この際、4点御報告を申し上げます。

お手元の報告資料1ページをお開きください。

去る6月1日に任命されました、第48期労働委員会委員15名の名簿でございます。任期は2年間となっております。

なお、同日に開催いたしました臨時総会におきまして、会長に豊永寛二委員、会長代理には島内保彦委員が選出されております。

次に、報告資料の2ページを御覧ください。

2の調整事件についてでございますが、終結した事件が1件ございます。調整事件とは、労働組合と使用者の間で発生した労働争議について、両者の自主的な解決が図られるよう労働委員会において必要な手助けを行うものでございます。この事件の使用者の業種は運輸に附帯するサービス業で、本年3月12日に、組合員の解雇の撤回、超過賃金の未払分の支払を求めて、労働組合からあっせんの申請があったものでございます。この事件につきましては、労働組合と使用者の当事者から事情聴取を行い、あっせんを実施し、双方に対して歩み寄りを促しましたが、主張の隔たりが大きく、やむなくあっせんを打ち切ったものでございます。

続きまして、報告資料の3ページを御覧ください。

3の令和2年度個別的労使紛争解決サービスの運用状況についてでございます。個別的とは、労働組合と使用者の紛争ではなく、個々の労働者と使用者の紛争ということでございまして、この表は令和2年度中の個別的労使紛争解決サービスに係る運用状況でございます。表の一番上の欄、相談の件数は210件となっており、その下の欄、あっせん申請の件数は14件となっております。

あっせん申請件数14件の内訳は、終結したものが11件、係属中のものが3件でございま

す。終結した11件につきましては、双方の合意成立により解決に至ったものが4件、打切りが6件、取下げが1件となっております。打切りの理由は、相手方の不応諾によるものが3件、合意に至らずに不調となったものが3件でございます。

次に、資料はございませんが、不当労働行為事件の申立てについて御報告いたします。本年5月17日付けで、新規申立ての事件が1件ございました。事件の概要は、労働組合から運輸に附帯するサービス業の事業者を相手方として、不利益取扱いの救済などを求める申立てでございます。今後、当事者の主張や争点を明確にするための調査、証人調べなどの審問を実施した上で、公益委員5人全員からなる公益委員会議により不当労働行為の有無を判断し、救済又は棄却命令を行うこととなります。

なお、2月議会の付託委員会で御報告させていただきました、医療福祉業の事件につきましては、現在調査を行っているところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

御審議のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

北島委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

須見委員

何点かお伺いいたしたいと思います。

先ほど報告にありました2番の調整事件について、終結した事件が1件と報告されておりますが、年間でどれぐらいの件数があるのか教えていただきたいと思います。

倉橋調整課長

ただいま須見委員から、調整事件について年間の取扱件数の御質問を頂きました。

調整事件は、労働組合と使用者の間に発生した労働争議を労働委員会があっせん、調停といった手法を用いまして問題解決のお手伝いをしておるものでございまして、令和2年はあっせんによる調整が1件、それから令和元年はあっせんによる調整が2件という状況でして、労使関係の安定化、それから組織率の低下を背景に、最近では年間での取扱いが1件から2件という状況になっております。

ただ、その一方でパートですとか、派遣など雇用形態の多様化と共に、労働者個人と使用者の間での労働紛争が増えておりまして、その解決に向けた取組、そういった方向にシフトしてきている状況でございます。

須見委員

労働組合と使用者との調整が最近少なくなっていまして、労働者個人と使用者の調整が中心になっていると説明いただきました。

先ほども報告で令和2年度の個別的労使紛争解決サービスの運用状況についての説明があったわけでありましたが、その中で個別的労使紛争に係るあっせん申請は14件あったと記載されております。参考までにこの個別あっせんについて、過去何年かどのような申請が何件ぐらいあったか、教えていただけたらと思います。

倉橋調整課長

最近における個別あっせんの申請件数についてでございます。

先ほども少し触れさせていただいたのですが、短時間労働ですとか、有期雇用、派遣など雇用形態の多様化、また組合がないといった会社もございます。それから、若年層の組合離れといった雇用環境の変化などにより、労働者個人と使用者の間での労働紛争が増加してきております。

そのような状況を踏まえまして、労働委員会では平成14年1月から個別的労使紛争の解決に向けましたあっせんや相談をスタートさせております。昨年度までの5年分を申し上げますと、平成28年度が16件、平成29年度が11件、平成30年度が10件、令和元年度が9件、令和2年度が14件となっております。平均いたしますと年間12件程度の申立てがなされている状況でございます。

須見委員

大分前からではありますが、パワハラとかセクハラとか、そういった職場の人間関係によるトラブルをよく耳にするわけでありましたが、労働委員会におきましては、どのような労働相談が寄せられているのかというのが1点と、あと昨年度の労働相談210件は、どのような内容の相談が多かったのかが1点、また最近では、新型コロナウイルス感染症に関連する相談がどれぐらいあったのか、併せて教えていただけたらと思います。

倉橋調整課長

ただいま須見委員から、相談内容それから新型コロナウイルス感染症に関する相談という御質問でございます。

須見委員が言われましたように、昨年度は210件の相談がございました。最も多く寄せられた相談内容ですけれども、解雇に関する相談が53件ございました。次いで、パワハラ、嫌がらせに関する相談が41件、賃金未払に関する相談が27件、退職に関する相談が25件、年次有給休暇に関する相談が12件と続いております。

また、新型コロナウイルス感染症を起因としました相談につきましては、210件のうち9件でして、新型コロナウイルス感染症関連の労働相談については労働局ですとか、助成金などを支給している機関を中心に相談が寄せられたのではないかなと考えております。

ただ、今後の状況によりましては、労働委員会が取り扱う案件も多くなると考えております。労働者それから使用者から寄せられる労働相談には丁寧にお話しして、内容に応じて適切な所におつなぎする形で、トラブルですとか不安の解消につなげられるように対応してまいりたいと考えております。

須見委員

労使のトラブルは、基本的には双方がしっかりと話し合っ解決するのが望ましいと思いますが、時には第三者が中に入って調整することがうまく解決につながる方法でもあると思っておりますので、そのような意味でも労働委員会は非常に重要な役割があるのではないかなと、私自身は思っているところであります。

また、最近では新型コロナウイルス感染症の問題等々も出てきております。問題も多様化してくると思しますので、しっかりと労働委員会をうまく機能させながら、解決に結び付けていただきたいと思います。働きに非常に期待しているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

臼木委員

テレビで放映されておったんですが、過去3年ぐらいの間の外国人労働者の労働条件が非常に悪いということで、特に中国人の関係が放映されたんですが、労働委員会で審議された事案は幾らぐらいあるんですか。

倉橋調整課長

ただいま臼木委員より、外国人労働者に係る労働委員会での取扱いについての御質問でございます。

労働委員会で具体的にあっせんになり、調整した案件はございません。ただ、労働相談という形で、外国人の方から労働相談が寄せられた事例がございます。昨年度はなかったんですけれども、令和元年に2件、平成30年度も2件、いずれも中国の方からの相談ということでございます。

臼木委員

テレビで放映されたものを見ていたら、約束した賃金も払っていないし、非常に過酷で泣きながら帰っていたんです。これこそきっと労働委員会の中で指導していくべきと思うんですが、今後取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

仁木委員

関連して、外国人の労働の関係は今、御答弁いただいたと思うのですが、外国人研修制度の部分においては、労働委員会は関係はないのかもしれないが、所管はどういったところになるか、教えてもらえればと思います。

倉橋調整課長

外国人の労働の研修になりますと、労働委員会が所管する案件ではございません。労働局になろうかと思えます。

仁木委員

はい、分かりました。ありがとうございました。

北島委員長

ほかにありますか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、労働委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により休憩いたします。（10時49分）